

機械設備点検・整備共通仕様書（案）新旧対比表 令和8年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
1				第1章	総則	1				第1章	総則	
1	1			第1節	総則	1	1			第1節	総則	
1	1	14		1-1-14	調査・試験に対する協力	1	1	14		1-1-14	調査・試験に対する協力	
			5	5. NETIS	<p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して業務を履行する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該作業の履行が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下「システム」という)にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した履行を行う場合、新技術活用計画書を作成し、点検整備業務計画書と共に提出しなければならない。また、当該作業の履行が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p>	<p>5</p>	5. NETIS	<p>受注者は、新技術情報提供システム(以下「NETIS」という。)に登録されている技術を活用して業務を履行する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和6年3月29日、国官総第299号、国官技第849号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(令和7年3月28日、国官総第290号、国官技第566号、国官施第31号、国官参イ第180号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該作業の履行が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した履行を行う場合、点検整備業務計画書の提出時に新技術活用計画書をNETISにて入力・登録しなければならない。また、当該作業の履行が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p>	文書番号・日付修正、 語句修正			
1	1	32		1-1-32	交通安全管理	1	1	32		1-1-32	交通安全管理	
			3	3. 交通安全法令の遵守	<p>受注者は、供用中の公共道路に係る業務の履行にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>3</p>	3. 交通安全法令の遵守	<p>受注者は、供用中の公共道路に係る業務の履行にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和7年4月改正 内閣府・国土交通省令第3号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(国土交通省道路局国道・技術課通知 令和6年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	文書番号・日付修正			

機械設備点検・整備共通仕様書（案）新旧対比表 令和8年3月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
2				第2章	機器及び材料	2				第2章	機器及び材料	
3				第3章	共通履行	3				第3章	共通履行	
4				第4章	水門設備	4				第4章	水門設備	
5				第5章	揚排水ポンプ設備	5				第5章	揚排水ポンプ設備	
6				第6章	トンネル換気・非常用施設	6				第6章	トンネル換気・非常用施設	
7				第7章	消融雪設備	7				第7章	消融雪設備	
8				第8章	道路排水設備	8				第8章	道路排水設備	
9				第9章	共同溝付帯設備	9				第9章	共同溝付帯設備	
10				第10章	機械式駐車場設備	10				第10章	機械式駐車場設備	
11				第11章	車両重量計設備	11				第11章	車両重量計設備	
12				第12章	車両計測設備	12				第12章	車両計測設備	
13				第13章	道路用昇降設備	13				第13章	道路用昇降設備	
14				第14章	ダム管理設備	14				第14章	ダム管理設備	
15				第15章	遠方監視操作制御設備	15				第15章	遠方監視操作制御設備	